

平成 21 年 7 月 21 日

「通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会」御中

北日本放送株式会社

代表取締役社長 横山哲夫

「通信・放送の総合的な法体系の在り方 答申（案）」に対する意見

答申案は、昭和 25 年制定の電波法と放送法から出発した通信と放送に関する法体系を、ハード・ソフト分離とも呼ばれる新たな視点から根本的に見直すことを提言している。

しかしこれまで種々の研究会等で指摘されてきた著作権法との関係に言及していないことは、行政的な不整合を存続させ、特にケーブルテレビの区域外再送信で権利処理がされてない違法状態を今後も放置することになる。法体系の見直しに当たっては著作権法との整合を図るべきである。

また放送が「豊かな国民生活、活力ある社会、地域社会の文化維持発展に寄与してきた」ことが評価されているが、今後も放送が地域社会においてその役割を発揮できるよう法制度を整備すべきである。

記

1. （著作権法との整合を図るべきである）

これまで有線テレビジョン放送法と著作権法が別制度であることから、特にケーブルテレビの区域外再送信において有線テレビジョン放送法のみに基づく行政の対応が行われ、著作権処理を欠落させた違法状態を放置してきた。法体系の見直しに当たってケーブルテレビの再送信に関して、裁定制度は廃止し、再送信手続は著作権法と整合のとれた制度にすべきである。

また答申「再送信制度の在り方」の項ではもっぱら難視聴解消に焦点が当てられ、特に受信障害区域の指定手続き簡素化が挙げられている。確かにこれにより著作権法の例外規定が適用されるが、放送区域内の局所的対応を超えるものではなく、実際に行われている区域外再送信の解決にはならず、基本的な法体系整備の答申にこのような事務的事項が記されることはふさわしくない。答申は「難視聴解消」や「受信者の利益」という言葉で問題をそらさず、根本的な解決に向けた方向性を示すべきである。

2. (地域社会における基幹放送機能を確保すべきである)

民放ローカル局は災害時の緊急放送はもとより、地域社会において経済の振興や文化の掘り起こし、人の交流など相応の役割を担ってきた。現在「一般放送事業者の放送において総合放送 4 系統の放送」等が記された放送普及基本計画を基に、実際の民間放送事業はネットワークと県域放送局との二元的な構造で成り立っている。放送が今後も地域社会において基幹放送としての機能を果たしていくためには、地元放送局の法的関与を含め、制度を整備すべきである。

具体的には、「再送信制度の在り方」の項で「受信者の利益」として専ら多くの放送が受信できることのみが挙げられ、それを確保するために裁定制度の維持が提言されているが、その裁定制度は先に述べたように著作権法と整合しないという問題があるだけではなく、情報を享受する地域住民の利益の観点からも大きな問題がある。ケーブルテレビ加入者の利便だけのために区域外再送信を拡大すれば、地域免許制度が形骸化し住民に必要な地域放送の機能が失われることになる。放送の地域性を確保するためには当該地域の放送局の法的関与は必要である。答申では「難視聴地域等」と記して裁定制度維持を適当としているが、その記述は問題の論点をすりかえている。

また「一定の放送を確保するための規律」の項で地上放送の放送対象地域について拡大検討が記されているがその意図が不明である。現在の放送普及基本計画は基本的には都道府県を単位としており、行政区画と対応して基幹放送の地域を規定し、ネットワークは全国的に連携して「地域性」を含む基幹放送の機能を担っている。放送対象地域の拡大検討に当たっては行政区画や事業構造に渡る総合的な視点が必要である。

また「有線テレビジョン放送施設に関する規律の見直し」の項で許可制の廃止が提言されているが、はたしてそれで普及義務や災害対応規定のない中で発展してきた有料サービスのケーブルテレビに対する規律は今後も十分機能するのであろうか。

答申ではその「5つの目的」にみられるように産業振興の面が重視されているが、法体系の見直しに当たり地域社会に必要な基幹放送機能が確保されるようにすべきである。

以上